



平成 18 年 5 月 19 日

各位

会 社 名 株式会社リクルートコスモス
代表者名 代表取締役社長 町田 公志
(JASDAQ コード 8844)
問合せ先 グループ戦略室長 高野 慎一
(TEL. 03-5440-4010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 37 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 17 年 6 月に MBO スキームによりリクルートグループから独立した事に伴い、平成 18 年 9 月 1 日より商号を「株式会社リクルートコスモス」から「株式会社コスモスイニシア」と改めることといたしたく、現行定款第 1 条（商号）の変更を行うものであります。
- (2) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、現行定款第 2 条（目的）の追加を行うものであります。
- (3) 経営効率の向上を目的として、平成 18 年 9 月 1 日に本店所在地を東京都千代田区に変更いたしたく、現行定款第 3 条（本店の所在地）の変更を行うものであります。
- (4) 平成 18 年 5 月 1 日に「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）が施行されたことに伴い、本総会での変更を以下のとおり行うものであります。
 - ① 当社の定款には取締役会、監査役および監査役会、会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることとなったため、当該規定を新設するものであります。
 - ② 当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることとなったため、当該規定を新設し、併せて単元未満株式に係る株券の取扱の規定を追加するものであります。
 - ③ 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限する規定を新設するものであります。
 - ④ 現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、当社の定款にはこれを置く旨の定めがあるとみなされるとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。
 - ⑤ インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで株主に対して提供したものとみなすことを可能とする旨の規定を追加するものであります。
 - ⑥ 取締役会の機動的、効率的運営を図るため、その決議について書面または電磁的記録により承認を行うことができる旨の規定を追加するものであります。
 - ⑦ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責

任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を追加するものであります。

- ⑧ 会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

その他、用語及び引用条文等について所要の変更を行うとともに、一部の字句および条数の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社リクルートコスモスと称し、 英文での表記を <u>RECRUIT COSMOS C</u> <u>o., L t d.</u> と定める。	(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社コスモスイニシアと称し、英 文での表記を <u>COSMOS INITIA C</u> <u>o., L t d.</u> と定める。
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (9) (記載省略) (新設) (10) (記載省略)	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (9) (現行通り) <u>(10) 老人ホームの建設、経営および運営</u> (11) (現行通り)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事 故その他やむを得ない事由により電子公告による ことができないときは、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事 故その他やむを得ない事由により電子公告による ことができないときは、日本経済新聞に掲載す る。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 <u>230,000,000株</u> と し、このうち <u>204,400,000株</u> は普通株式、 <u>11,500,000株</u> は A 種優先株式、 <u>10,100,000株</u> は B 種優先株式、 <u>4,000,000株</u> は C 種優先株式とする。 <u>但し、普通株式につき消却があった場合または A</u> <u>種優先株式、B 種優先株式若しくは C 種優先株式</u> <u>につき消却若しくは普通株式への転換があった場</u> <u>合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>175,697,099株</u> と し、 <u>150,097,099株</u> は普通株式の発行可能種類株 式総数、 <u>11,500,000株</u> は A 種優先株式の発行可能 種類株式総数、 <u>10,100,000株</u> は B 種優先株式の発 行可能種類株式総数、 <u>4,000,000株</u> は C 種優先株 式の発行可能種類株式総数とする。
(新設)	(株券の発行) 第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定</u> に より、取締役会の決議をもって自己株式を買受ける ことができる。	(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定</u> により、 取締役会の決議によって市場取引等により自己 の株式を取得することができる。
(1 単元)の株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、普通株式、A 種優 先株式、B 種優先株式および C 種優先株式のそれ ぞれにつき 1,000 株とする。 2 当社は、 <u>1 単元の株式の数に満たない株式に係</u> <u>る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定め</u> <u>るところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式、A 種優先株式、 B 種優先株式および C 種優先株式のそれぞれに つき 1,000 株とする。 2 当社は、 <u>第 6 条の規定にかかわらず、単元未満</u> <u>株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規</u> <u>則に定めるところについてはこの限りでない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主（実質株主を含む。以下同じ。）のなすべき届出、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する諸手続および手数料については、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</p> <p>(株主の届出)</p> <p>第10条 株主、質権者またはその法定代理人は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を名義書換代理人に届け出るものとする。但し、署名の慣習がある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</p> <p>2 外国に居住する株主、質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社所定の書式により名義書換代理人に届け出るものとする。その変更があった場合も同様とする。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とするることができる。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利行使その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</p> <p>(削除)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(A種優先株式) 第11条の2 (記載省略) (A種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、利益配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき次号に定める額の利益配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において次項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しないものとする。</p> <p>(2) A種優先配当金の額は、A種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの営業年度毎に8.0%を乗じて算出した額とする。</p> <p>(A種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当金(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。</p> <p>(累積条項)</p> <p>3. ある営業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積するものとする(以下「A種累積未払配当金」という。)。A種累積未払配当金は、翌営業年度以降、第11条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する利益配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4. A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当社の残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につきA種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にA種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する営業年度におけるA種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する営業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該営業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>6. (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(A種優先株式) 第12条の2 (現行通り) (A種優先配当金)</p> <p>1 当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき次号に定める額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しないものとする。</p> <p>(2) A種優先配当金の額は、A種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの事業年度毎に8.0%を乗じて算出した額とする。</p> <p>(A種優先中間配当金)</p> <p>2 当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。</p> <p>(累積条項)</p> <p>3 ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする(以下「A種累積未払配当金」という。)。A種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第12条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5 当社の残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につきA種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にA種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>6 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主との合意による取得)</p> <p>7. 当社は、全てのB種優先株式およびC種優先株式が転換、償還または当社に取得されるまでの間、A種優先株主との合意により当該A種優先株式を有償で取得することはできない。また、当社は、法令に定めある場合を除き、全てのA種優先株式が転換、償還または当社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当社がA種優先株式を有償で取得する場合において、A種優先株式以外の株式の株主は、当社に対して自己の保有するA種優先株式以外の株式の取得を求められない。</p> <p>(強制償還)</p> <p>8. 当社は、全てのB種優先株式およびC種優先株式が転換、償還または当社に取得された後は、いつでもA種優先株主の意思にかかわらずA種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選、各A種優先株主の保有するA種優先株式の数に応じた按分比例その他の方法により行う。償還価額は、A種優先株式1株につき次号に定める額（以下「A種優先株式償還価額」という。）に、A種累積未払配当金相当額および償還日の属する営業年度におけるA種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該営業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</p> <p>9. (記載省略)</p> <p>(2) 当社は、A種優先株主には、新株引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(普通株式への転換予約権)</p> <p>10. A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主との合意による取得)</p> <p>7 当社は、全てのB種優先株式およびC種優先株式が転換（取得と引換えに普通株式を交付することを意味する。以下同じ。）、償還（取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下同じ。）または当社に取得されるまでの間、A種優先株主との合意により当該A種優先株式を有償で取得することはできない。また、当社は、法令に定めある場合を除き、全てのA種優先株式が転換、償還または当社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当社がA種優先株式を有償で取得する場合において、A種優先株式以外の株式の株主は、当社に対して自己の保有するA種優先株式以外の株式の取得を求められない。</p> <p>(強制償還)</p> <p>8 当社は、全てのB種優先株式およびC種優先株式が転換、償還または当社に取得された後は、いつでも当社の取締役会が別に定める日（以下「償還日」という。）をもって、A種優先株主の意思にかかわらずA種優先株式の全部または一部を償還すること（以下「強制償還」という。）ができる。一部について強制償還をする場合は、抽選または各A種優先株主の保有するA種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額は、A種優先株式1株につき次号に定める額（以下「A種優先株式償還価額」という。）に、A種累積未払配当金相当額および償還日の属する営業年度におけるA種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該営業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>9 (現行通り)</p> <p>(2) 当社は、A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p>(普通株式への転換請求権)</p> <p>10 A種優先株主は、次号および第(3)号の定めに従い発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当社に対し当該決議で定める転換の条件でA種優先株式の転換を請求することができる。</p> <p>(2) 前号の転換を請求することができる期間は、平成27年6月30日以降で、発行に際して取締役会の決議で定める期間とする。</p> <p>(3) 第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換を請求されたA種優先株式の発行価額の総額に当該転換を請求されたA種優先株式のA種累積未払配当金の総額を加えた額を転換価額で除して得られる数とするものとする。転換価額は、当初転換価額を当社の普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役会決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。この場合において、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(B種優先株式)</p> <p>第11条の3 (記載省略)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、<u>利益配当</u>を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録質権者(以下「B種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき次号に定める額の<u>利益配当金</u>(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該<u>営業年度</u>において次項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しないものとする。</p> <p>(2) B種優先配当金の額は、B種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの<u>営業年度</u>毎に4.0%を乗じて算出した額とする。</p> <p>(B種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、<u>中間配当</u>を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める<u>金額の優先中間配当金</u>(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。</p> <p>(累積条項)</p> <p>3. ある<u>営業年度</u>においてB種優先株主またはB種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌<u>営業年度</u>以降に累積するものとする(以下「B種累積未払配当金」という。)。B種累積未払配当金は、翌<u>営業年度</u>以降、第11条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する<u>利益配当金</u>に先立って支払われるものとする。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4. B種優先株主またはB種優先登録質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当社の残余財産の分配をするときは、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につきB種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にB種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する<u>営業年度</u>におけるB種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する<u>営業年度</u>の初日から残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該<u>営業年度</u>においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。B種優先株主またはB種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>(株主との合意による取得)</p> <p>7. (記載省略)</p>	<p>(B種優先株式)</p> <p>第12条の3 (現行通り)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>1 当社は、<u>期末配当金</u>の支払いを行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき次号に定める額の<u>金銭</u>(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該<u>事業年度</u>において次項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しないものとする。</p> <p>(2) B種優先配当金の額は、B種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、それぞれの<u>事業年度</u>毎に4.0%を乗じて算出した額とする。</p> <p>(B種優先中間配当金)</p> <p>2 当社は、<u>中間配当金</u>の支払いを行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める額の<u>金銭</u>(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。</p> <p>(累積条項)</p> <p>3 ある<u>事業年度</u>においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌<u>事業年度</u>以降に累積するものとする(以下「B種累積未払配当金」という。)。B種累積未払配当金は、翌<u>事業年度</u>以降、第12条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5 当社の残余財産の分配をするときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につきB種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にB種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する<u>事業年度</u>におけるB種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する<u>事業年度</u>の初日から残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該<u>事業年度</u>においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>6 (現行通り)</p> <p>(株主との合意による取得)</p> <p>7 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(強制償還)</p> <p>8. 当社は、全てのC種優先株式が転換、償還または当会社に取得された後は、いつでもB種優先株主の意思にかかわらずB種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選各B種優先株主の保有するB種優先株式の数に応じた按分比例その他の方法により行う。償還価額は、B種優先株式1株につき次号に定める額（以下「B種優先株式償還価額」という。）に、B種累積未払配当金相当額および償還日の属する営業年度におけるB種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該営業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</p> <p>9. (記載省略)</p> <p>(2) 当社は、B種優先株主には、<u>新株引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p>(普通株式への転換予約権)</p> <p>10. B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の<u>普通株式への</u>転換を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(C種優先株式)</p> <p>第11条の4 (記載省略)</p> <p>(C種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、<u>利益配当</u>を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき次号に定める額の<u>利益配当金</u>（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において次項に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるC種累積未払配当金は控除しないものとする。</p> <p>(2) C種優先配当金の額は、C種優先株式の発行価額（1株につき1,000円）に、それぞれの<u>営業年度</u>毎に7.0%を乗じて算出した額とする。</p>	<p>(強制償還)</p> <p>8 当社は、全てのC種優先株式が転換、償還または当会社に取得された後は、いつでも<u>償還日をもって</u>、B種優先株主の意思にかかわらずB種優先株式の全部または一部を<u>強制償還</u>することができる。一部について強制償還をする場合は、抽選または各B種優先株主の保有するB種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額は、B種優先株式1株につき次号に定める額（以下「B種優先株式償還価額」という。）に、B種累積未払配当金相当額および償還日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(株式の併合または分割、<u>募集株式の割当て等</u>)</p> <p>9 (現行通り)</p> <p>(2) 当社は、B種優先株主には、<u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>(普通株式への転換請求権)</p> <p>10 B種優先株主は、次号および第(3)号の定めに従い発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当会社に対し当該決議で定める転換の条件でB種優先株式の転換を請求することができる。</p> <p>(2)前号の転換を請求することができる期間は、<u>平成24年6月30日以降で、発行に際して取締役会の決議で定める期間とする。</u></p> <p>(3)第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換を請求されたB種優先株式の発行価額の総額に当該転換を請求されたB種優先株式のB種累積未払配当金の総額を加えた額を転換価額で除して得られる数とするものとする。転換価額は、<u>当初転換価額を当会社の普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役会決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。</u>転換により交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。この場合において、<u>会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</u></p> <p>(C種優先株式)</p> <p>第12条の4 (現行通り)</p> <p>(C種優先配当金)</p> <p>1 当社は、<u>期末配当金の支払い</u>を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき次号に定める額の<u>金銭</u>（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるC種累積未払配当金は控除しないものとする。</p> <p>(2) C種優先配当金の額は、C種優先株式の発行価額（1株につき1,000円）に、それぞれの<u>事業年度</u>毎に7.0%を乗じて算出した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(C種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるC種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当金(以下「C種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。</p> <p>(累積条項)</p> <p>3. ある営業年度においてC種優先株主またはC種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積するものとする(以下「C種累積未払配当金」という。)。C種累積未払配当金は、翌営業年度以降、第11条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する利益配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4. C種優先株主またはC種優先登録質権者に対しては、C種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当社の残余財産の分配をするときは、C種優先株主またはC種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、かつ第11条の5の定めるC種優先株式1株につきC種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にC種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する営業年度におけるC種優先配当金の残余財産の分配日の属する営業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該営業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。C種優先株主またはC種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>(株主との合意による取得)</p> <p>7. (記載省略)</p> <p>(強制償還)</p> <p>8. 当社は、いつでもC種優先株主の意思にかかわらずC種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選、各C種優先株主の保有するC種優先株式の数に応じた按分比例その他の方法により行う。償還額は、C種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、C種累積未払配当金および償還日の属する営業年度におけるC種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日および償還日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、当該営業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p>	<p>(C種優先中間配当金)</p> <p>2 当社は、中間配当金の支払いを行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるC種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「C種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。</p> <p>(累積条項)</p> <p>3 ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする(以下「C種累積未払配当金」という。)。C種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第12条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4 C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5 当社の残余財産の分配をするときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につきC種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にC種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるC種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>6 (現行通り)</p> <p>(株主との合意による取得)</p> <p>7 (現行通り)</p> <p>(強制償還)</p> <p>8 当社は、いつでも償還日をもって、C種優先株主の意思にかかわらずC種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部について強制償還をする場合は、抽選または各C種優先株主の保有するC種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還額は、C種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)に、C種累積未払配当金および償還日の属する事業年度におけるC種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数(初日および償還日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、当該事業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(償還請求権)</p> <p>9. C種優先株主は、平成18年7月10日以降、毎年7月10日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）から7月17日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）までならびに翌年1月10日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）から1月17日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）までの各期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、当該償還請求がなされた時点における当会社の公表済みの直近の単体貸借対照表または単体中間貸借対照表における純資産の額から、当該償還請求がなされた営業年度につき支払うべきA種優先配当金、B種優先配当金およびC種優先配当金の合計額ならびにC種優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した金額が100億円を上回る場合に限り、法律上可能な限度で、かつ、当会社の公表済みの直近の単体損益計算書における経常利益から当該償還請求がなされた営業年度につき支払うべきA種優先配当金、B種優先配当金およびC種優先配当金の合計額ならびに当該償還請求がなされた営業年度につきC種優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した金額を限度として、その保有するC種優先株式の全部または一部の償還請求をすることができ、当会社は、償還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、償還手続を行うものとする。償還価格は、C種優先株式の発行価額（1株につき1,000円）に、C種累積未払配当金および償還日の属する営業年度におけるC種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割り計算した額を加算した額とする。但し、当該営業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>(2) 前号に定める限度額を超えてC種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選、各C種優先株主の請求があった株数に応じた按分比例その他の方法により決定する。</p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</p> <p>10. (記載省略)</p> <p>(2) 当会社は、C種優先株主には、<u>新株引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p>(普通株式への転換予約権)</p> <p>11. C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第11条の5 (記載省略)</p> <p>2.~4. (記載省略)</p>	<p>(償還請求権)</p> <p>9 C種優先株主は、平成18年7月10日以降、毎年7月10日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）から7月17日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）までならびに翌年1月10日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）から1月17日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）までの各期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、当該償還の請求（以下「償還請求」という。）がなされた時点における当会社の公表済みの直近の単体貸借対照表または単体中間貸借対照表における純資産の額から、当該償還請求がなされた事業年度につき支払うべきA種優先配当金、B種優先配当金およびC種優先配当金の合計額ならびにC種優先株式の合意による取得または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した金額が100億円を上回る場合に限り、法律上可能な限度で、かつ、当会社の公表済みの直近の単体損益計算書における経常利益から当該償還請求がなされた事業年度につき支払うべきA種優先配当金、B種優先配当金およびC種優先配当金の合計額ならびに当該償還請求がなされた事業年度につきC種優先株式の合意による取得または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、その保有するC種優先株式の全部または一部の償還請求をすることができ、当会社は、償還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、償還の手続を行うものとする。償還価格は、C種優先株式の発行価額（1株につき1,000円）に、C種累積未払配当金および償還日の属する事業年度におけるC種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数で日割り計算した額を加算した額とする。但し、当該事業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>(2) 前号に定める限度額を超えてC種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選または各C種優先株主の請求があった株数に応じた按分比例により決定する。</p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>10 (現行通り)</p> <p>(2) 当会社は、C種優先株主には、<u>募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>(普通株式への転換請求権)</p> <p>11 C種優先株主は、次号および第(3)号の定めに従い発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当会社に対し当該決議で定める転換の条件でC種優先株式の転換を請求することができる。</p> <p>(2)前号の転換を請求することができる期間は、平成22年6月30日以降で、発行に際して取締役会の決議で定める期間とする。</p> <p>(3)第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換を請求されたC種優先株式の発行価額の総額に当該転換を請求されたC種優先株式のC種累積未払配当金の総額を加えた額を転換価額で除して得られる数とするものとする。転換価額は、当初転換価額を当会社の普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役会決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。この場合において、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第12条の5 (現行通り)</p> <p>2~4 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第15条の2 第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 (記載省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 (記載省略)</p> <p>2 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (記載省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は他の取締役の任期の<u>残存期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>2 取締役社長は会社を代表し、<u>会社の業務を統括する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第18条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行通り)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行通り)</p> <p>2 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は他の取締役の任期の<u>満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>選定する。</u></p> <p>2 取締役社長は会社を代表し、<u>会社の業務を執行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第22条 取締役会を招集するときは、各取締役および監査役に対して会日の3日前にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条の2 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 (記載省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 (記載省略)</p> <p>2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役はその互選により常勤監査役1名以上を定める。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会を招集するときは、各取締役および監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (現行通り)</p> <p><u>2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第30条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 (現行通り)</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第30条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の3日前にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第31条 (記載省略)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 (記載省略)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条の2 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項で定める監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 (現行通り)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 (現行通り)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第6章 計算	第6章 計算
<p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>(以下「中間配当」という)をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金および中間配当金については、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当</u>(以下「期末配当金」という)をする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という)をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(会計監査人の員数および選任)</p> <p>第38条 (記載省略)</p>	<p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第44条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の員数および選任)</p> <p>第45条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(<u>会計監査人の責任限定契約</u>)</p> <p>第46条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新設)	<p>(<u>附則</u>)</p> <p>第1条および第3条の変更は、平成18年9月1日より効力を生ずるものとする。</p> <p>なお、本附則は当該規定の効力発生後、これを削除する。</p>

3. 日程

定款変更の効力発生日（株主総会開催日） 平成18年6月29日

以上